

令和6年度ツキノワグマ大規模ヘアトラップ調査業務委託仕様書

1 業務の名称

ツキノワグマ大規模ヘアトラップ調査業務委託

2 業務の目的

本業務は、第5次ツキノワグマ管理計画に基づき、ツキノワグマの個体数推定を行うための試料としてヘアトラップ（以下「トラップ」という。）によるツキノワグマの体毛のサンプリングを行う。

3 業務の期間

契約の日から令和6年9月30日までとする。

4 業務の場所

県内（北奥羽地域）の13箇所の5kmメッシュ区画（別紙参照）

5 業務の概要

(1) 業務内容

ツキノワグマの体毛のサンプリングについて、下記及び「ヘアトラップの設置・見回り・試料回収作業の手引き（2012年3月財自然環境研究センター作成）」を参照すること。

①トラップ設置地点選定

上記4の区画の下見を行う。下見の結果、トラップの設置ができない場合は委託者と協議し別の区画を選定する。

②トラップの設置

トラップ設置例を参考に、①で選定した区画において、四方の1辺が3～5m、地上から40cm～50cmの高さ及び地上から60cm～70cmの高さに2段に有刺鉄線を張ったヘアトラップを1区画に8基を基準に104基設置する。地形等により1区画に8基設置できない場合は調査区画を増やす。トラップの設置は区画内にランダムに分散させて配置し、最も近接するトラップの間は500m～2kmの間隔を空けること。誘因物については蜂蜜等を用い、奪取されることを前提とする。

なお、設置場所の情報を記録として残すため、設置状況についてGPS位置情報を付して写真撮影を行い記録すること。

また、トラップは令和6年5月末～6月初旬までに設置を完了すること。

③トラップの見回り・体毛の回収

トラップの見回り回数は実施期間中、概ね1区画につき10日～20日間隔で4回程度とする。その際にトラップに体毛の付着が確認された場合には、体毛回収を行う。

回収の記録については別添の「回収確認票」に記録すること。

④体毛サンプルの処理・整理

回収した体毛の処理（乾燥）及び整理については「ヘアトラップの設置・見回り・試料回収作業の手引き（2012年3月財自然環境研究センター作成）」の作業手順を参照すること。検体管理についてはバーコード管理を要しない。

⑤トラップの撤収

撤収後は現状復帰すること。

6 土地への立ち入り等

- (1) 受託者は業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、委託者及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに受託者に報告し、指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施のために植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一次使用するときは、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は受託者が得るものとするが、委託者はこれに協力しなければならない。

7 地元関係者との交渉等

受託者は、業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、委託者の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

8 責任者の配置

業務の履行に際しては、責任者を設置することとし、責任者は現に、農林水産省が登録する「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」または、環境省が登録する「鳥獣保護管理プランナー」若しくは「鳥獣保護管理調査コーディネーター」として登録されている者であり、入札参加申請時点で当該法人に所属している者であること。

9 その他

受託者は本業務実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

また、労働関係法令等の諸法令についても遵守すること。

1 0 成果品について

- ①電子媒体（CD-ROM）2部
- ②回収したツキノワグマの体毛サンプル、調査状況記録データ
- ③提出期限及び提出先

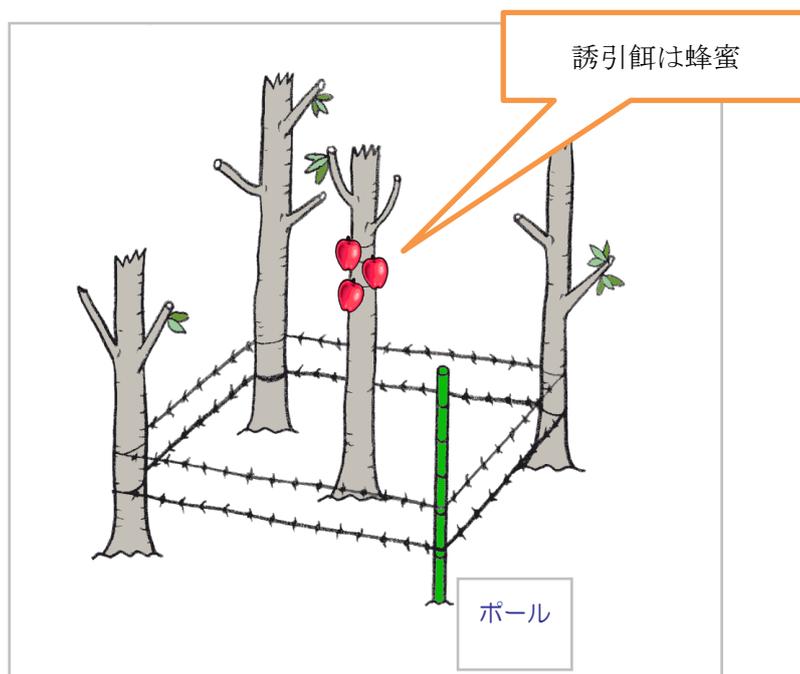
調査状況記録データ：令和6年9月30日までに、岩手県環境生活部自然保護課に提出する。

体毛サンプル：乾燥処理・整理後、回収から1ヶ月以内に、岩手県環境保健研究センターあて提出する。

1 1 仕様書に定めるもの以外の次項

この仕様書に定めるもののほか、必要な事項は別途協議する。

【トラップ設置例】



別紙 令和6年度ツキノワグマ大規模ヘアトラップ調査 実施予定メッシュ

